

一般競争入札説明書

1 入札物件

知事等記者会見の会見録データ及び動画字幕データ作成等業務

2 業務の内容

業務仕様書のとおり

3 入札参加の申込

(1) 入札参加の申込は別紙の「知事等記者会見の会見録データ及び動画字幕データ作成等業務入札参加申込書」により行うこととする。

(2) 入札参加申込書の提出方法

直接持参または郵便による。

(3) 入札参加申込書受付期間・時間及び場所

受付期間 令和7年3月14日(金)から3月26日(水)まで

受付時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで

(ただし、正午から午後1時までを除く)

※郵送の場合は令和7年3月26日(水)午後5時15分必着を期限とする。

持参場所及び郵送先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県知事戦略公室

(4) 郵送の場合は書留郵便に限ることとし、封筒の表面に「知事等記者会見の会見録データ及び動画字幕データ作成等業務入札参加申込書」と朱書きをすること。

4 入札の手續等

(1) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送による。

(2) 開札執行の日時及び場所

日 時 令和7年3月28日(金)午後3時

場 所 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県庁10階 1003会議室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

日 時 令和7年3月27日(木)午後5時15分必着

宛 先 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県知事戦略公室

※書留郵便に限ることとする。

※入札回数は2回を限度とするため、1回目及び2回目の入札書をあらかじめ作成し、提出すること(1回目のみ提出した場合は、2回目は「辞退」とさせていただきます)。

なお、2通の入札書をそれぞれの封筒(内封筒)に入れ、封筒表面に「知事等記者会見の会見録データ及び動画字幕データ作成等業務入札書」、また第何回目在中かを朱書きすること。

これらをまとめて別の封筒(外封筒)に入れ、封筒表面に「知事等記者会見の会見録データ及び動画字幕データ作成等業務入札書」と朱書きして郵送すること。

5 入札保証金 免除

6 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、(1)から(5)までに掲げる事項に該当する者であること。

- (1) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和56年徳島県告示第26号)参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 徳島県物品等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。
- (4) 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産の申立てをし、又は申立てがなされている者及びこれらの手続中である者でないこと。

※6の(1)において、資格を有していない者は、一般競争入札参加資格申請書(この様式については徳島県ホームページからダウンロードするか、管財課において配布されているものを使用すること。)に必要書類を添付して、入札参加申込書提出締切日の1週間前までに管財課へ提出しなければならない。(申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。)資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

7 入札書の作成、提出等について

- (1) 入札は、所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。

ア 入札書には、入札金額、入札物件、入札保証金、入札年月日ならびに住所及び氏名を記載しなければならない。

イ 文字はすべて「かい書」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。

ウ 「入札金額」は、当該業務に使用する音声データ等の録音時間1時間当たりの単価を記載すること。なお、アラビア数字により記載し、訂正してはならない。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の110%に相当する金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 「住所及び氏名」は、次の区分により正確に記載しなければならない。

- ① 入札参加者は、住所及び氏名(法人、組合等にあつては、当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)を記載すること。
 - ② 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名(法人、組合等にあつては、当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)並びに代理人の住所、氏名を記載すること。
- (2) 入札参加者は、入札物件、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。

この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。

- (3) 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

8 入札説明書及び仕様書について

徳島県ホームページ（<https://www.pref.tokushima.lg.jp/>）からダウンロードすること。

9 問い合わせについて

（１）電子メールによるものとする。

電子メールアドレス chijisenryakukoushitsu@pref.tokushima.lg.jp

（２）受付期間については３月１９日（水）正午までとする。これ以降の問い合わせについては回答できない場合がある。

10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

（１）６に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札。

（２）記名のない入札。

（３）指定した日時までに指定した場所に到達しない入札。

（４）同一人が同一物件に対してした２通以上の入札。

（５）他人の代理を兼ね、または２人以上の代理人をした者の入札。

（６）入札書に必要記載事項のないもの及び判読困難なもの並びに次に掲げるところによりした入札。

ア 鉛筆、その他の容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。

イ 金額をアラビア数字以外で記載し、又は訂正したもの。

ウ 「入札物件」で物件名及び数量（数量については、特に指定した場合を除く。）の記載のないもの又は記載を誤ったもの。

エ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの。

（７）代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札。

（８）入札書を郵送提出する場合に次に掲げる条件に違反した入札。

ア １通の内封筒に複数の入札書を入れ提出したもの

イ 封筒表面に必要事項の朱書きがないもの

（９）前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札。

11 落札者の決定方法

開札の結果、県の設定する予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

12 再度入札

開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を執行する。

（１）再度入札を行う場合の入札者は、当該入札を辞退する者を除き、最初の入札における入札者のみとする。

（２）再度入札の回数は１回を限度とし、以降は再度公告を行うこととする。

（３）最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができるものとする。

13 落札価格

入札書に記載された金額の１１０％に相当する金額をもって落札価格とする。

この場合において、当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、

申込みがあったものとする。

14 契約の締結

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。

この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

15 その他

(1) 入札書を直接持参する者は、必ず次のものを持参すること。

ア 顔写真入りの身分証明書等

イ 代理人による入札の場合は委任状

(2) 入札書を郵送する者は、必ず次のものを併せて提出すること。

ア 前項 ア のコピー

イ 代理人による入札の場合は委任状

また、入札書を郵送する者は、開札執行日時の前後1時間は、必ず電話等で連絡を取ることのできる態勢を整えておくこと。

(3) 入札を辞退する者にあつては、辞退届又はその旨を明記した入札書を提出することとする。

(4) 入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあつてはその旨了解の上、入札すること。

お問い合わせ

徳島県知事戦略公室

TEL 088-621-2015 FAX 088-621-2823